

【大阪府消費者保護条例】

(不当な取引行為の禁止)

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う商品及び役務等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

- 一 消費者に対し、不実を告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 二～四 (略)

(指導及び勧告)

第 19 条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、その者に対し、当該不当な取引行為を是正するための必要な措置を執るべきことを指導し、又は勧告することができる。

第 28 条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができる。

- 一 第 8 条第 1 項、第 13 条、第 15 条、第 19 条及び第 22 条の規定による勧告に従わなかったとき。
 - 二～四 (略)
- 2 (略)

<大阪府消費者保護条例施行規則> 別表(第 5 条関係) 第 1 項

条例第 16 条第 1 号に該当する行為

- ト 拒絶の意思を表明している消費者に対し勧誘し、又は早朝若しくは深夜に訪問し、若しくは電話をかける等の迷惑を覚えさせるような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、又は当該場所に電話をかける等により契約の締結を勧誘する行為

【滋賀県消費生活条例】

(不当な取引行為の禁止)

第 23 条 事業者等は、消費者との間で行う商品または役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるものを行ってはならない。

(1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れ、執ように説得する等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為

(2)～(5) (略)

(基準等の適合義務)

第 26 条 事業者等は、消費者に対し、第 17 条第 2 項に規定する規格、第 19 条第 3 項に規定する広告その他の表示に関する基準および第 21 条第 2 項に規定する包装に関する基準に適合しない商品または役務を供給してはならない。

2 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者等に対し、その改善のために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第 23 条の規定に違反して取引を行つたとき。

(4) (略)

(公表)

第 49 条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業者等に正当な理由がないと認めるときは、事業者等の氏名または名称、当該事実その他必要な事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 第 16 条第 2 項、第 26 条第 2 項または第 31 条第 2 項の規定による指示に従わないとき。

(3)～(8) (略)

<滋賀県消費生活条例施行規則> 別表 (第 35 条関係)

条例第 23 条第 1 号に該当する行為

(9) 消費者が契約を締結する意思がない、または勧誘を拒否する旨を表明しているにもかかわらず、なおも契約の締結を勧誘し、または契約を締結させること。

【奈良県生駒市消費者保護条例】

(不当な取引行為の禁止)

第11条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為として規則で定めるもの又は契約に反する行為（以下これらを「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 消費者を欺き、又は消費者に迷惑を及ぼして接触し、勧誘する行為
- (2) ～ (13) (略)

(指導及び勧告)

第14条 市長は、事業者が不当な取引行為を行っているとき認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するための必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(勧告に従わない事業者の公表)

第15条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該事業者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他必要な事項を公表することができる。

- 2 (略)

<奈良県生駒市消費者保護条例施行規則> 別表(第2条関係)

1 消費者を欺き、又は消費者に迷惑を及ぼして接触し、勧誘する行為(条例第11条第1号該当行為)

- (1) (略)
- (2) 消費者の意に反した勧誘

消費者が契約締結の意思がない旨若しくは訪問勧誘、電話勧誘等を受ける意思がない旨を表明しているにもかかわらず、又はその意思を示す機会を与えることなく、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、又は電話すること。

- (3) ～ (7) (略)
- 2～13 (略)